

年間休日数【本社120日 現場113日】この違いは？ 会社「誰に聞いてもわからない」

昨年12月24日、J S労は大阪府労働委員会に対して、会社の団体交渉における不誠実な交渉(対応)について不当労働行為救済の申し立てを行いました。

団体交渉は、J S労からの「基準労働時間7時間45分の社員の年間休日数(113日)を本社社員と同様の120日とすること」の申し入れに基づき開催されました。

会社は団体交渉において、J S労から「年間休日数が現場社員は113日で本社社員が120日である理由」を聞いたところ、「誰に聞いてもわからない」と全く以て不誠実な回答を行いました。しかも数回に亘って開催された団体交渉において不誠実な対応は繰り返し行われました。

会社が答えた「誰に聞いてもわからない」は、J R東海100%出資の完全子会社で、1000名を越す社員を有する株式会社としてはあり得ない不誠実極まりない回答です。会社の不誠実な回答は単にJ S労に対するだけでなく、本社社員より7日少ないなかで現場で働くみなさんに対する会社の姿勢でもあります。

年間休日数120日実現に向けたJ S労の取り組みや労働委員会関係については、J S労ホームページの「ジャストニュース」や「年間休日120日実現に向けて!」を参照してください。

【本社120日 現場113日】差があるのは問題だ!

現場で働くみなさん!年間休日数(基準労働時間7時間45分)が本社と現場で7日少ないことは知っていましたか?

なんで本社だけ120日なんや?と疑問が湧くと思います。J S労も団体交渉で会社に質問しました。しかし、返ってきた答えは「誰に聞いてもわからない」でした。

年間休日数が7日少ない現場のみなさんは、本社社員よりも年間で「54時間25分」多く働いていることとなります。さらに、会社は本社社員だけが120日になっている理由を意図的に明らかにしていません。

J S労は、これまで幾度となく申し入れ・団体交渉で会社に要求してきました。これからも、あきらめず、粘り強く、現場の年間休日数120日実現に向けて、労働委員会もその一環として取り組んでいきます。

年間休日数に関しては、次号(年間休日120日ニュース)に記載します。

現場の年間休日数120日を実現させよう!